

東京23区に在住  
または通勤者が対象

# 釜石市 移住支援金

Iwate

● Kamaishi

単身 移住で



60万円

世帯 移住で



100万円

子ども 一人につき



100万円  
を加算

## ①移住元要件

東京23区に在住、または東京圏(※条件不利地域を除く)に在住して東京23区に通勤し、その期間が、直近1年以上かつ過去10年のうち通算5年以上。

## ②移住後要件

次のいずれかに該当。※住民票の異動を伴う移住に限ります

### 01 県内企業への就職

・岩手県移住支援金対象法人の対象求人  
で就業する※

※県就職マッチングサイト  
「シゴトバクラシバいわて」



・内閣府のマッチング事業を利用して  
専門人材として就業する



### 02 テレワーカー

移住前の業務を  
引き続き岩手で  
テレワークで行う



### 03 起業する

起業支援金の  
交付決定を受けて  
起業する



### 04 関係人口

釜石市が定める  
要件に該当する



### ▼令和7年度中に移住した方

転入後1年以内は申請可能です。  
お問い合わせください。

### ▼本支援金の支給対象に該当しない県外在住の方

県外の在住期間が5年以上でかつ40歳未満の方は「釜石市若者  
UIターン支援金」の支給対象となる可能性があります(新卒者は  
5年未満でも支援制度あり)。お問い合わせください。

【お問い合わせ・申請先】

釜石市役所 オープンシティ・プロモーション室

〒026-8686 釜石市只越町3-9-13

☎ 0193-27-8463

✉ opencity@city.kamaishi.iwate.jp

# 要件に該当するか、まずはセルフチェック！

＼check!／



移住前の  
状況

- ① 東京23区内に在住 又は
- ② 東京圏（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県を除く）に在住し、東京23区内に通勤



移住前の  
10年間

- ① ②の期間が、移住する直前の10年間のうち通算5年以上



移住前の  
直近1年間

- ① ②の期間が、移住する直前に連続して1年以上

東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等に就職した方は、通学期間も対象期間として加算可能です。



3つすべてをした場合



移住前の要件を満たしています。

移住後の要件も満たすと支給対象となる可能性があります。

住民票が異動する直前に東京圏に在住していることが要件であるため最初に住民票の異動を伴い転入した県内市町村だけが対象となります。



＼さらにcheck!／

18歳未満の子どもがいる世帯は子育て加算の対象となります。

18歳未満の子ども  
1人につき

+100万円

※ このチェックフローは簡易版であり、支給対象者であることを保証するものではありません。移住元要件と移住先要件を詳しくお話を伺った上で、対象となるか判断いたしますので、上記3つすべてをチェックした方は、オープンシティ・プロモーション室までお問い合わせください。

## Q1 申請のタイミングを教えてください

A まずは、移住（転入）後1年以内に、釜石市オープンシティ・プロモーション室へお問い合わせをお願いします

## Q2 支給対象となる「テレワーク」の要件を教えてください

- A ①所属先からの命令ではなく、本人の意思による移住であること  
②移住先で生活しながら、移住前の仕事を引き続き行うこと  
③テレワークにより勤務し（原則として恒常的に通勤しない）かつ週20時間以上テレワークを実施すること等が要件です。

## Q3 支給対象となる「関係人口」の要件を教えてください

A 釜石市や地域の人々との関わりを有する方（関係人口）のうち、釜石市が定める要件は次のとおり、ア～キのいずれかに該当し、かつク～コいずれかの就業をしている方とします

ア～キ  
から1つ

+

ク～コ  
から1つ

- ア. 岩手県「遠恋複業」事業で県内企業に複業していたことがある方
- イ. 釜石市出身の方（2親等以内が釜石に在住している方）
- ウ. 釜石市暮らしお試し移住バック制度を利用したことがある方、市が実施する移住ツアーの参加者
- エ. インターンシップ・副業で市内企業に就業した方
- オ. 釜石ラグビー応援団の団員
- カ. 固定資産税（土地や山林以外）を釜石市に納めている方
- キ. 釜石市の移住相談窓口で相談した上で、移住された方
- ク. 市内の農林水産業に就業する方
- ケ. 家業等へ就業する方
- コ. 市長が認めた企業に就業する方（週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業）

以下に該当する場合、支給された額の全額または半額を返還しなければなりません

全額返還 ① 虚偽の申請等をした場合

② 移住支援金の申請日から3年未満に支給市町村から転出した場合

③ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

④ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

半額返還：移住支援金の申請日から3年以上5年以内に釜石市から転出した場合

